

新日本石油精製株式会社水島発電所第11号ボイラーに係る  
定期事業者検査時期変更承認手続きの未実施について

平成22年1月7日  
中国四国産業保安監督部

中国四国産業保安監督部は、平成21年12月25日に新日本石油精製株式会社水島製油所から同社水島発電所のボイラーの定期事業者検査時期変更承認申請の手続き漏れに係る報告を受け、昨日（平成22年1月6日）、再発防止対策を実施する旨の報告を受けるとともに、本日（平成22年1月7日）、定期事業者検査時期変更承認の申請を受けました。

同社水島発電所第11号ボイラーについては、電気事業法に定められている定期事業者検査を平成21年10月24日までに実施する必要がありましたが、定期事業者検査時期変更の承認を受けずに運転を継続していたことが判明したため、同社水島製油所はこの旨を当部に対して報告してきたものです。

当部は、当該ボイラーの運転を停止するよう指示するとともに、本件に関して立入検査を実施し、技術基準適合性や設備の安全状況などを確認することとしています。

（参考）

火力発電所のボイラーの定期事業者検査は、電気事業法において、前回の定期事業者検査が終了した日以降2年を超えない時期に実施することが規定されていますが、使用の状況から、経済産業大臣が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したときには、最大2年延長できることとされています。

（お問い合わせ先）

中国四国産業保安監督部 電力安全課  
担当者：片山、三浦  
電話：082-224-5742（直通）